

KA (D) - 20047-1

令和2年12月24日

原子燃料工業株式会社

東海事業所

改善措置活動（CAP活動）について

1. はじめに

当社では、安全性向上を目的として、収集した不適合の可能性がある事象（通常とは異なる事象、ヒヤリハット等）などの情報から、業務及び施設のリスクを特定し早期に問題を解決する、及び自らの脆弱性を明らかにする改善措置活動（以下「CAP活動」という。）に取り組んでいる。

2. プロセスの概要

新検査制度においては、品質管理基準規則及び同規則の解釈の要求事項を満足するために、従来の不適合管理／改善プロセスを当該規則及び解釈に照らし、発電用原子炉の CAP システムの概念を参考に、以下のとおり見直しを行った。変更後のプロセス概要を図 1 に示す（以下の丸番号は、図 1 の丸番号に該当する。）。図 1 の赤で示す部分は、発電用原子炉 CAP システムの骨格である基本モデルに相当する部分であり、既存の不適合管理の仕組に新たに組み込んだものである。

- ① 「他の原子力施設から得られた知見について、自らの属する組織で起こり得る問題の影響に照らして行う措置」に相当する活動（未然防止処置）を明確化する。
- ② 従来は「不適合」の再発防止を是正処置、「生じるおそれのある不適合」の防止を予防処置としていたが、「不適合」と「不適合のおそれとなる事象」の他、幅広い気付き事項（業務に従事する者からの「気づき、ヒヤリ」等）の情報を収集し、改善の必要性についてスクリーニングを行った上で、是正処置として対応する。スクリーニングの結果は、核燃料安全委員会へ報告する。
- ③ 従来は、「原子力事業者等の組織外の者の意見」を把握した情報は、マネジメントレビューのインプット情報として取り扱ってきたが、それらの情報を会議体（是正処置要否及び未然防止処置要否の審議）にてスクリーニング対象とし、不適合管理／改善プロセスの仕組に取り込む。
- ④ ”作業環境”の観点から、労働安全衛生等での予防・改善活動（ヒヤリハット、リスクアセスメント等）からの情報、その他の改善活動からの情報を取り込む。

また、これら見直しの結果を保安文書下部規程である「改善措置活動実施要領」（2020 年 3 月 31 日適用開始。セキュリティに関しても同時に適用開始。）に定め運用（以下「CAP 会議」という。）を行っている。CAP 会議では、3 S の関係者をメンバーに含めることで、水平展開するなどの 3 S の調和を図っている。

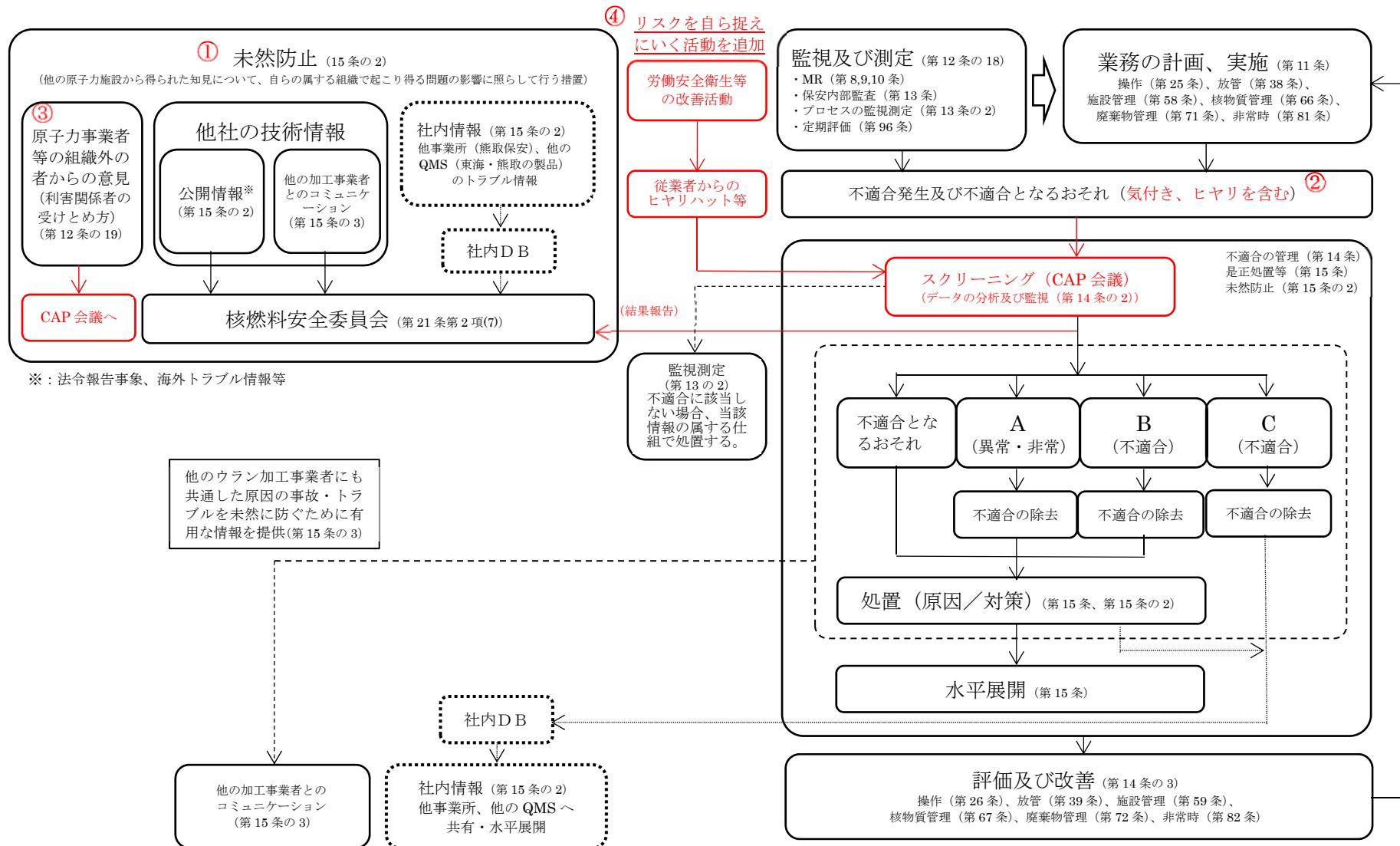


図1 変更後の不適合管理／改善プロセスの概要